

災害に備えて

近年、全国各地で台風や集中豪雨などにより、土石流・がけ崩れなどの土砂災害が発生し、人命・家屋などに大きな被害が出ています。本町においても平成30年に豪雨等により多大な被害を受けました。

災害はいつ起こるかわかりません。災害に備えて、日ごろから意識を高めていただき、事前準備をお願いいたします。

災害に備えた日頃の準備

- 災害時に必要な**非常持出品**を準備しておきましょう。----->
- 水害の恐れがある場合には、土のうの準備や側溝や排水溝は掃除し、水の流れをスムーズにしておきましょう。
- 地域の危険箇所や避難ルート・避難場所などを確認しておきましょう。



避難情報について

災害時に避難等が必要な場合(警戒レベル3以上)には、スマートフォン・携帯電話に緊急速報(エリアメール)を配信するとともに、町ホームページ等でお知らせいたしますので、適切な行動をお願いいたします。

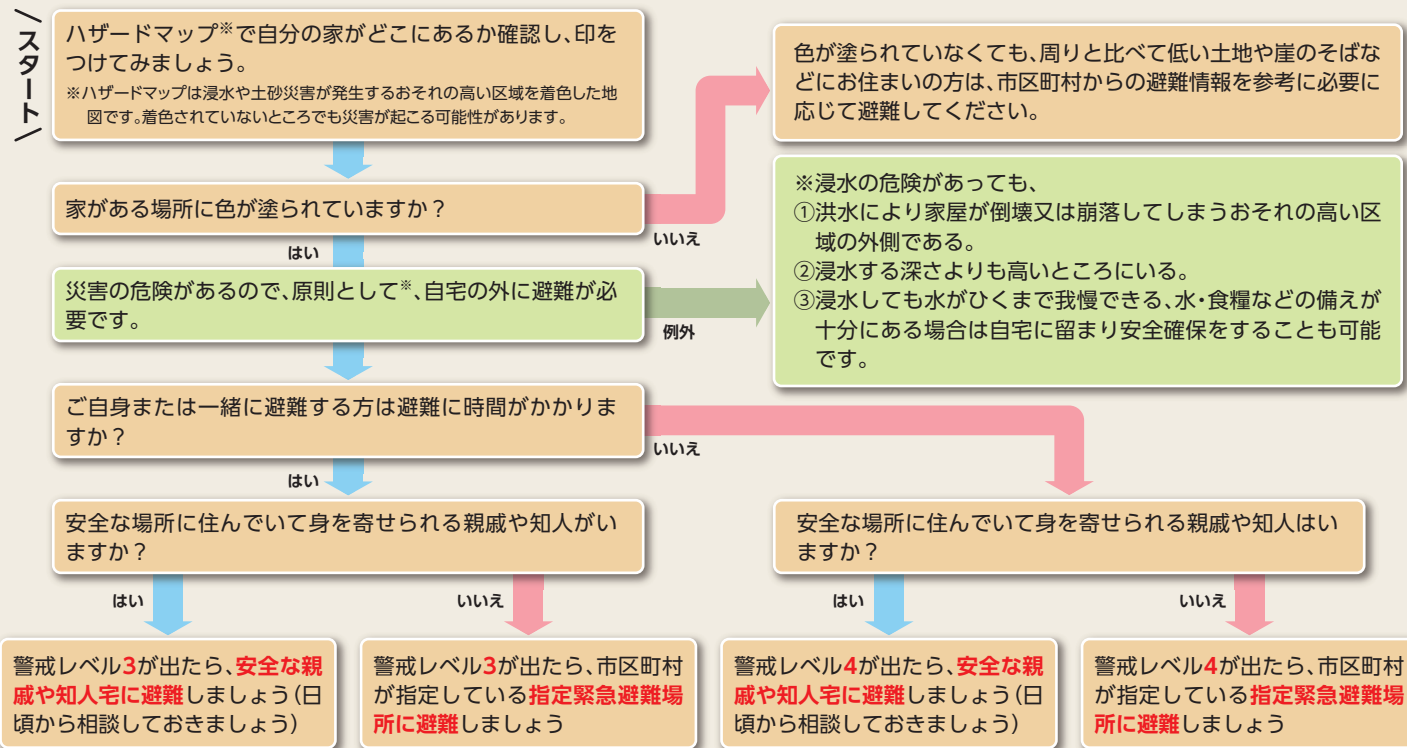
警戒レベル	避難情報	とるべき行動	基準となる気象情報
5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫し、既に避難場所などへの避難ができず命が危険な場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に命の安全確保してください。	大雨特別警報、氾濫発生情報
4	避難指示	「避難指示」が発令されたら、危険な場所から全員避難してください。	土砂災害警戒情報、氾濫危険情報
3	高齢者等避難	「高齢者等避難」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者や障がいのある方、避難を支援する人などは、危険な場所から避難してください。	大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報

※大雨警報などの気象情報が出ているときでも、市町村は様々な情報をもとに避難情報を発令する判断をすることから、必ずしも気象情報と同レベルの避難情報を発令するとは限りません。

ハザードマップ・避難行動判定フローを確認しましょう

台風や豪雨の災害に備えてハザードマップ(裏面)と一緒に「避難行動判定フロー」を確認しておいてください。

避難行動判定フロー あなたがとるべき避難行動は？



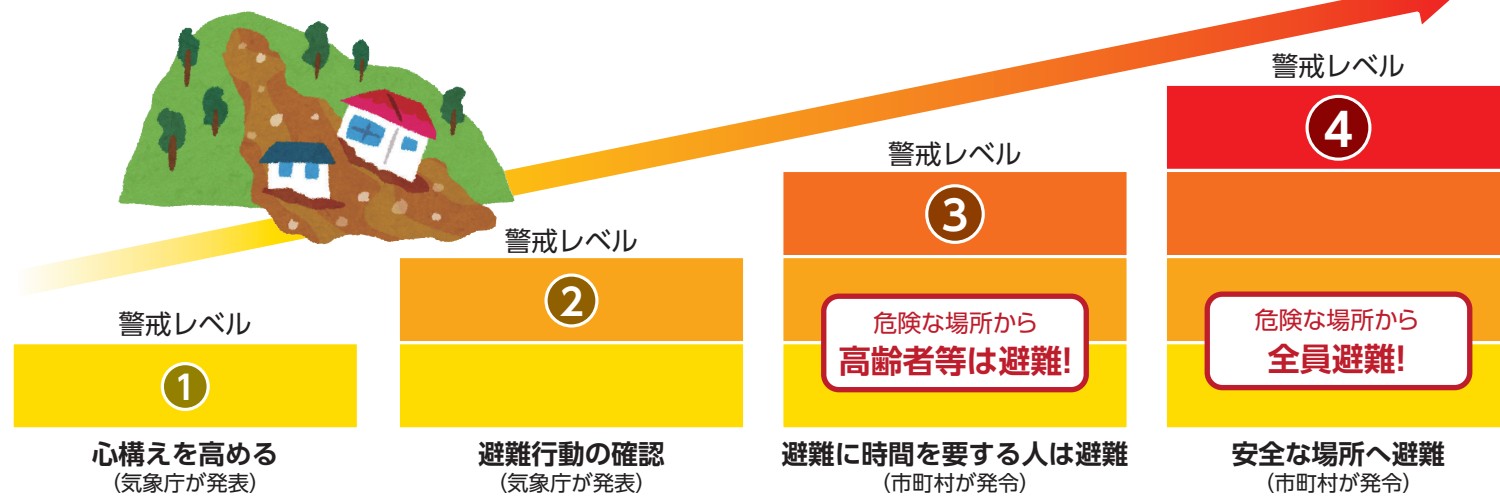
問合せ

能勢町役場 総務部 住民課 自治防災担当
TEL 072-734-0107

LINE公式アカウント
「内閣府防災」



災害発生危険度



警戒レベル5(市町村が発令)は**既に災害が発生・切迫している状況**です。

適切な避難行動について

「避難」とは、自ら命を守る行動です。避難所等へ行くことだけが避難ではありません。例えば洪水時には自宅の二階や高台に行く、地震などの時には自宅内の安全な場所に移動するなどです。災害に対しては、自らの判断で行動をとることが原則です。災害に備えて日頃から十分な準備を行い、気象情報に注意し、まず自らの生命を守る意識をもって行動してください。



地域防災力を高めよう

災害時に被害の拡大を防ぐためには、公的機関による対応(公助)だけでは限界があり、自分の身の安全は自ら守る(自助)とともに、普段から顔を合せている者同士の助け合い(互助)、地域や近隣の住民が集まり、互いに協力し合いながら防災活動に取り組むこと(共助)が重要です。

このような「互助」・「共助」が機能するためには、日ごろからの地域のつながりを通じた、地域ぐるみで防災訓練等の取り組みが必要です。この取り組みにより「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした「災害に強いまちづくりの実現」を推進しています。

地域による取り組み(共助を高める)

災害の被害を最小限に留めるためには、地域の助け合い活動が非常に重要です。区や自主防災組織での防災訓練、避難行動要支援者への助け合い活動、地域の公民館や集会所を一時避難所として開設していただくなど、生命を守る上でとても大切です。

●自主防災組織を立ち上げましょう！

自主防災組織は、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。組織化に向けての規約作成、訓練、助成金等については、能勢町役場総務部住民課自治防災担当までご相談ください。

●避難行動要支援者とは…

避難行動要支援者とは、災害時に高齢者や障がいのある方等で、自力で避難所まで行けない方です。避難行動要支援者と日ごろから顔の見える関係を構築し、地域内で避難行動要支援者を支援する体制づくりを推進しています。

また、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を避難支援関係者(区長、民生委員、消防団(団長、班長)、社会福祉協議会、消防署)に配布しています。

●防災訓練の実施！

「いざ」というときに備えて、区・自主防災組織単位等で、防災訓練をお願いします。訓練実施については、能勢町役場総務部住民課自治防災担当までご相談ください。

●一時避難所必要物品の配布

災害時、区の公民館等を一時避難所として開設していただく場合に備えて、非常食(アルファ化米)、飲料水等を区単位に配布しています。必要な場合は能勢町役場総務部住民課自治防災担当までご連絡ください。

